

横浜市請負工事設計変更ガイドラインの主な改定箇所（新旧対照表）

令和5年4月

頁	章	旧（平成29年10月）	新（令和5年4月）
1	1	<p>1 ガイドラインの目的 （省略）</p> <p>本ガイドラインは、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下改正品確法）の基本理念<sup>*</sup>や工事請負契約約款等を踏まえ、設計変更を行う際の発注者及び請負人双方の留意点や設計変更を行う事例、さらに設計図書において条件明示すべき内容を明示することで、契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、設計変更を行わなければならない場合における手続きを円滑化することを目的としています。</p> <p>※改正品確法第3条の10 （中略）公共工事における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し（中略）なければならない。</p>	<p>1 ガイドラインの目的 （省略）</p> <p>本ガイドラインは、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下改正品確法）の基本理念や工事請負契約約款等を踏まえ、設計変更を行う際の発注者及び請負人双方の留意点や設計変更を行う事例、さらに設計図書において条件明示すべき内容を明示することで、契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、設計変更を行わなければならない場合における手続きを円滑化することを目的としています。</p> <p><b>（削除）</b></p>
1	2-1	<p>2-1 基本原則</p> <p>設計変更の基本原則について、横浜市工事設計変更事務取扱要綱第3条において次のように定められています。</p> <p>「設計変更の決定及び契約変更は、当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合またはやむを得ない場合のほか、これを行うことはできない。」</p> <p>したがって、次のような場合は、上記の設計変更の基本原則の範囲を超えるものですので、原則として設計変更により対応することはできません。</p> <p>～設計変更の基本原則の範囲を超えるもの～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□請負金額が当初の30%を超えて増減する</li> <li>□当初契約した施工場所以外の場所での施工を追加する</li> <li>□当初の工事目的と関係のない工種を追加する</li> </ul>	<p>2-1 基本原則</p> <p>設計変更の基本原則について、横浜市工事設計変更事務取扱要綱第3条において次のように定められています。</p> <p>「設計変更の決定及び契約変更は、当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合またはやむを得ない場合のほか、これを行うことはできない。」</p> <p><b>つまり、契約の目的の変更となるような内容のものを設計変更の名目で施行することは、設計変更としての限度を超えるものですので、原則として設計変更により対応することはできません。</b></p>
3	3-1	<p>3-1 基本的事項</p> <p>改正品確法の中で、発注者の責務として「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」と示されており、適切に設計変更を行うことが求められています。</p> <p>請負工事の施工は設計図書に従い行われるため、発注者は、請負人が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、必要な施工条件を明示した設計図書を作成し、また、変更の必要がある場合は請負人に対して書面により指示を行わなければならないとされています。</p>	<p>3-1 基本的事項</p> <p>改正品確法の中で、発注者の責務として「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」と示されており、適切に設計変更を行うことが求められています。</p> <p>請負工事の施工は設計図書に従い行われるため、発注者は、請負人が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、必要な施工条件を明示した設計図書を作成し、また、変更の必要がある場合は請負人に対して書面により指示を行わなければならないとされています。</p>

頁	章	旧 (平成 29 年 10 月)	新 (令和 5 年 4 月)
		<p>また、工事目的と関係のない工種の追加や別の工事で施工すべき工種の追加を請負人に対して指示を行ってはいけません。 (省略)</p>	<p>また、工事目的と関係のない工種の追加や別の工事で施工すべき工種の追加を請負人に対して指示を行ってはいけません。</p> <p>当初の設計条件において適正な競争入札を経て契約していることを踏まえると、当初契約額の 30% を超える増減は、当該工事の目的を変更する内容と判断され、原則として設計変更としての限度を超えるものとされています。ただし、変更見込金額が請負代金額の 30% を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行う必要があります。(変更見込金額が請負代金額の 30% を超える場合は、設計変更をする前(指示前)に契約部に必ず相談すること。)この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の 30% を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはなりません。 (省略)</p>
13	5 - 9	<p>(省略)</p> <p>第 24 条 (中略) 工期の変更については、発注者と請負人とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から 14 日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、工期を変更し、請負人に通知する。</p> <p>第 25 条 (中略) 請負代金額の変更については、当該契約締結時の価格を基礎として、発注者と請負人とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から 21 日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、請負代金額を変更し、請負人に通知するものとする。</p>	<p>(省略)</p> <p>(削除)</p>
14	5 - 9	<p>監督員指示書の記載例 (省略) 標記工事について、次のとおり指示します。</p> <p>〇〇工について、別紙のとおり施工するよう指示します。 なお、本指示内容は設計変更の対象とし、概算金額及び延長必要日数は以下のとおり</p> <p>(1) 概算金額：約〇〇千円増(累計で約〇〇千円増) (2) 延長日数：〇〇日</p>	<p>監督員指示書の記載例 (省略) 標記工事について、次のとおり指示します。</p> <p><b>【例 1】</b> 〇〇工について、別紙のとおり施工するよう指示します。 なお、本指示内容は設計変更の対象とし、概算金額及び延長必要日数は以下のとおり</p> <p>(1) 概算金額：約〇〇千円増(累計で約〇〇千円増) (2) 延長日数：〇〇日</p>

頁	章	旧（平成 29 年 10 月）	新（令和 5 年 4 月）
		<p>上記（１）及び（２）は参考値であり、設計変更に係る金額等は、原則として本市の積算基準に基づいて積算し、工事請負契約約款第 25 条（及び第 24 条）により別途行う設計協議により決定します。</p>	<p>上記（１）及び（２）は参考値であり、設計変更に係る金額等は、原則として本市の積算基準に基づいて積算し、工事請負契約約款第 25 条（及び第 24 条）により別途行う設計協議により決定します。</p> <p><b>【例 2】</b>  ○○工について、別紙のとおり施工するよう指示します。  なお、本指示内容は設計変更の対象とし、概算金額等については別途協議します。</p> <p>協議時期：○年○月</p>
19	7-1	<p>7-1 随意契約の根拠</p> <p>追加工事についても競争入札とするのが原則ですが、以下の法令根拠により、「異なる業者では施工が不可能な場合」または「異なる業者では明らかに不利になる場合」に限って随意契約が認められます。工事費縮減や工期短縮という理由だけでは、原則通り競争入札とすべきとの判断もありますので、注意してください。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>地方自治法 第 234 条  売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。  2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。（以下略）</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項  地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。（中略）  6 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> </div>	<p>7-1 随意契約の根拠</p> <p>追加工事についても競争入札とするのが原則ですが、地方自治法及び地方自治法施行令より、「異なる業者では施工が不可能な場合」または「異なる業者では明らかに不利になる場合」に限って随意契約が認められます。工事費縮減や工期短縮という理由だけでは、原則通り競争入札とすべきとの判断もありますので、注意してください。</p> <p>(削除)</p>
19	8	<p>8 参考資料等の入手</p> <p>設計変更事務に関連する例規等は、次のホームページを参照してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事請負契約約款、請負工事監督事務取扱規程等  <a href="http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/kitei/kitei.html">http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/kitei/kitei.html</a></p> <p><input type="checkbox"/> 工事設計変更事務取扱要綱  <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/reiki/reiki_honbun/g202RG00000614.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/reiki/reiki_honbun/g202RG00000614.html</a></p> <p><input type="checkbox"/> 設計変更ガイドライン、工事の一時中止に係るガイドライン  <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/">http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/</a></p>	<p>(削除)</p>